

瓦の不燃材料に係る大臣認定番号の照会について

瓦は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9項に基づき、平成12年5月30日建設省告示第1400号(最終改正:平成16年9月29日国土交通省告示第1178号)において不燃材料として定められています。よって、不燃材料に係る大臣認定取得は必要ありませんので、建築確認申請の際の不燃材料国土交通大臣認定番号は、「建設省告示第1400号にて認定」とご記載下さい。

当社製品は全て1,100度以上の高温で焼成された粘土瓦であり、告示の「瓦」に該当します。建築基準法指定の安全な“不燃材料”で火事による屋根からの類焼を防ぎます。

建設省告示第1400号(最終改正:国土交通省告示第1178号)
不燃材料を定める件

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第108条の2各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 コンクリート
- 二 れんが
- 三 瓦**
- 四 陶磁器質タイル

(後略)